様式第１号（第5条関係）

年　　月　　日

　上峰町長　　　　　　　　様

上峰町地方創生移住支援金交付申請書

　上峰町地方創生移住支援金交付要綱第５条の規定により、上峰町地方創生移住支援金の交付を申請します。

１　申請者欄

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ふりがな |  | 生年月日 |
| 氏　名 |   | 年　　月　　日 |
| 住　所 | 〒 | 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |

２　支援金の内容（該当する欄に〇を付けてください。）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 単身・世帯 | 単身 |  | 世帯 |  | 同時に移住した世帯員の人数（１の申請者は含まない。） | 　　　人 |
| 上記家族の人数のうち１８歳未満の者の人数 | 　　　人 |
| 就業要件等の種類 | 就業一般 |  | 就業専門 |  | 起業 |  | テレワーク |  |
| 関係人口 | 町内に３親等以内親族 |  | 過去５年以上町内に住所を有する | 　　　 |
| 新規就労 |  | 新規起業 |  |
| ふるさと応援寄附 |  | 新規就農　　　　　　　　　　　　　　　　 |  |

３　各種確認事項（該当する欄に〇を付けてください。）※

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 別紙１「上峰町地方創生移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について | Ａ　誓約する。 |  | Ｂ　誓約しない。 |  |
| 別紙２「上峰町地方創生移住支援金に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について | Ａ　同意する。 |  | Ｂ　同意しない。 |  |
| 交付申請日から５年以上継続して上峰町に居住し、かつ、就業又は起業する意思について | Ａ 意思がある。 |  | Ｂ　意思がない。 |  |
| （就業の場合のみ記載）就業先の法人の代表者、取締役等の経営を担う者との関係 | Ａ ３親等以内の親族に該当しない。 |  | Ｂ　３親等以内の親族に該当する。 |  |
| （テレワークの場合のみ記載）上峰町への移住の意思について | A　自己の意思である。 |  | B　所属からの命令である。 |  |

※各種確認事項のＢに〇を付けた場合は、上峰町地方創生移住支援金の支給対象となりません。

４　転入前の住所

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 |  |

５　東京２３区への在勤履歴※

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期間（年月日～年月日） | 就業先名称 | 就業先所在地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

* 東京２３区外に居住し、かつ、東京２３区へ通勤していた場合のみ、５年以上の在勤履歴を記載してください。

6　移住後の生活状況

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務先部署 |  |
| 住　所 |  |
| 勤務先に行く頻度 | 週・月・年　　回程度／行くことはない／その他（　　　　　　） |

* テレワークによる移住者に該当する場合に記載してください。

様式第１号（別紙１）

上峰町地方創生移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　上峰町から、上峰町地方創生移住支援金（以下「支援金」という。）に係る状況報告及び立入調査を求められた場合は、それに応じます。

２　次に掲げる場合は、佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）第５-１-(2)、上峰町補助金等交付規則第１７条及び上峰町地方創生移住支援金交付要綱（以下「要綱」という。）第９条の規定により支援金の全額又は半額を返還します。

(1) 偽りその他不正の手段によって支援金の交付を受けたことにより交付決定の取消しを受けた場合：支援金の全額

(2)　支援金に係る状況報告及び立入調査に応じない場合：支援金の全額

(3)　支援金の交付申請日から３年未満に上峰町以外の市町村に転出した場合：支援金の全額

(4)　支援金の交付申請日から１年以内に要綱第３条第１項第２号に規定する要件を満たす職を辞した場合：支援金の全額

(5)　県実施要領に基づく地域活性化等起業支援事業に係る起業支援金の交付決定の取消しを受けた場合：支援金の全額

(6)　支援金の交付申請日から３年以上５年以内に上峰町以外の市町村に転出した場合：支援金の半額

３　上峰町が必要な場合は、要綱第３条第１項第１号ウ(ア)の規定について確認するため、佐賀県警察本部等に照会することについて承諾します。

様式第１号（別紙２）

上峰町地方創生移住支援金に係る個人情報の取扱い

１　上峰町は、上峰町地方創生移住支援金の交付に際して得た個人情報について、上峰町個人情報保護条例の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

２　上峰町は、当該個人情報について、国及び佐賀県への実施状況の報告、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施等のため、国、佐賀県及び他の都道府県、他の市町村に提供し、又は確認する場合があります。

３　上峰町は、定期的に住民基本台帳による居住確認を行うとともに、転出した場合は、その転出先の確認を行う場合があります。